

支援策の紹介

国は無期転換に関する情報提供や助成など、様々な支援を行っています。あなたの会社で円滑に制度導入を進める上で、ぜひ積極的にご活用ください。

助成金

キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者などの労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。次の7コースがあります。

①正社員化コース

有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した場合に助成

②賃金規定等改定コース

すべてまたは一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を増額改定し、昇給した場合に助成

③健康診断制度コース

有期契約労働者等を対象とする「法定外の健康診断制度」を新たに規定し、延べ4人以上に実施した場合に助成

④賃金規定等共通化コース

有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の職務等に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した場合に助成

⑤諸手当制度共通化コース

有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の諸手当制度を新たに設け、適用した場合に助成

⑥選択的適用拡大導入時処遇改善コース

労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、基本給を増額した場合に助成

⑦短時間労働者労働時間延長コース

短時間労働者の週所定労働時間を延長し、新たに社会保険を適用した場合に助成

※人材育成コースについては、平成30年度から「人材開発支援助成金」に統合されました。

「正社員化コース」の助成額の例

○有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換した場合、たとえば次の額が支給されます。

() 内は大企業の額 < > は生産性要件を満たす場合の助成額

①有期→正規：1人当たり57万円〈72万円〉(42.75万円〈54万円〉)






②有期→無期：1人当たり28.5万円〈36万円〉(21.375万円〈27万円〉)

③無期→正規：1人当たり28.5万円〈36万円〉(21.375万円〈27万円〉)

※正規雇用等へ転換した際、転換前の6ヶ月と転換後の6ヶ月の賃金を比較して、5%以上増額させる必要があります。また有期契約労働者から転換する場合、雇用されていた期間が3年以内の場合に限ります。

※上記金額のほか、別の要件を満たせば加算される場合があります。

詳しくは最寄りの都道府県労働局またはハローワークへお問い合わせください。

<p>ホームページ</p>	<p>無期転換ポータルサイト</p> <p>無期転換ルールの概要や厚生労働省で行っている支援策、先進的な取組を行っている企業事例のほか、無期転換後の受け皿の1つとなる「多様な正社員」の導入の際に参考となるモデル就業規則などを掲載しています。</p> <p>詳細は、次のURLからご覧いただけます。</p> <p>https://muki.mhlw.go.jp/</p>  
<p>パンフレット・リーフレット</p>	<p>パンフレット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「労働契約法のあらまし」 ・「高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について」 <p>リーフレット</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「安心して働くための「無期転換ルール」とは」 ・「労働契約法改正のポイント」 ・「大学等及び研究開発法人の研究者、教員等に対する労働契約法の特例について」 <p>次のURLのサイトからダウンロードできます。</p> <p>http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/keiyaku/kaisei/</p> 
<p>セミナー開催</p>	<p>労働契約等解説セミナー</p> <p>雇用する側（使用者）と雇用される側（労働者）をつなぐルールである“労働契約”について、基本的な事項をわかりやすく解説するセミナーを全国で開催しています。</p> <p>詳細や申し込みは次のURLから</p> <p>https://muki.mhlw.go.jp/policy/</p>  <p>※【2. 無期転換ルールも含めた「労働契約等解説セミナー」を全国で開催】をご覧ください。</p>
<p>コンサルティング</p>	<p>無期転換ルールに関する啓発支援等事業</p> <p>無期転換制度の導入を検討している中小企業に対して、円滑な制度導入を支援するため、社会保険労務士などの労務管理の専門家によるコンサルティングを無料で実施します。</p> <p>詳細や申し込みは次のURLから</p> <p>https://www.mukitenkan.jp/consulting</p> 

コラム 再雇用の高齢者はどうなる？

通常は、同一の使用者との有期労働契約が通算5年を超えて更新された場合に無期転換申込権が発生しますが、①適切な雇用管理に関する計画を作成し、都道府県労働局長の認定を受けた事業主の下で、②定年に達した後、引き続いて雇用される有期契約労働者（継続雇用の高齢者）については、その事業主に定年後引き続いて雇用される期間は、無期転換申込権が発生しません。

詳しくは、パンフレット「高度専門職・継続雇用の高齢者に関する無期転換ルールの特例について」をご参照ください。

